

学校いじめ防止基本方針

奈良県立吉野高等学校

本校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止のため実施すべき施策（基本方針）を次のとおり定める。

I いじめ防止に関する基本的な本校の考え方

1 基本理念

いじめは、子どもの将来にわたって心身を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長や人格の形成に影響を及ぼす、人権侵害行為である。よって、全教職員が「いじめを認識しながら放置する。」ことがないように、「いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうるものである。」という共通認識をもち、些細な生徒の言動にも目を向け、声をかけ、かかわることで、早期発見、早期対応、未然防止を図っていくことが大切である。同時に、生徒自らがいじめを「しない・させない・許さない」仲間づくりをしていく環境を整えることが重要である。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

3 いじめ防止等の対策のための組織

本校は、いじめ防止等の対策のための組織として、既存の組織の見直しを行い、いじめ防止等の措置を実効的に行う組織として、「生徒指導委員会」をもって、「いじめ問題対策委員会」とする。

(1) いじめ問題対策委員会

- ・委員長 生徒指導部長
- ・副委員長 生徒指導副部長
- ・委員 教務部長、人権・文図部長、保体・環境部長、各科長（建築工学科・土木工学科・森林科学科）、各学年主任、当該学級担任（担・副）

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ①いじめ問題の基本的な考え方、方針
- ②いじめの防止
- ③いじめの対策
- ④年間計画の企画・組織づくり・実施
- ⑤年間計画の進捗検証
- ⑥各取組の検証
- ⑦基本方針の見直し

4 いじめ防止等に係る年間計画

	会議・研修	未然防止	早期発見
4月	・いじめ問題対策委員会	・学年集会	・教育相談週間 ・家庭訪問
5月		・人権 HR	
6月		・規範意識を高める集会 (薬物乱用防止等)	・いじめに関するアンケート ・こころと生活等に関するアンケート
7月		・学年集会	・三者面談
8月	・職員研修会	・人権作文募集	
9月	・いじめ問題対策委員会	・学年集会	・教育相談週間
10月		・規範意識を高める集会 (スマホ安全教室等)	
11月		・人権 HR	
12月	・いじめ問題対策委員会 ・いじめに関する研修会	・生徒会啓発活動 ・学年集会	・いじめに関するアンケート ・こころと生活等に関するアンケート ・三者面談

1 月		・人権 HR ・学年集会	
2 月			
3 月	・いじめ問題対策委員会	・学年集会	

II 具体的ないじめの防止の取組

1 いじめの対応に当たっての基本的認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

- (1) 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。本校では、規範意識を高める集会等により、いじめに対する共通認識を深める。

- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。本校では、些細な生徒の言動にも目を向け、声をかけ、かかわることで、早期発見、早期対応につなげる。また、いじめ問題に対する教職員の意識向上のために、研修機会を確保する。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

- (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。本校では、三者懇談や家庭訪問等の機会はもとより、日頃から生徒の様子等を保護者と情報共有し、保護者と連携を図る体制を整える。

- (4) いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。本校では、生徒一人一人が大切にされる学校づくりを進めるために人権教育を推進し、いじめの未然防止につなげる。

- (5) 関係諸機関・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。本校では、行政や警察などの外部機関、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどと緊密な関係を取り、多様なサポートを行えるようにする。また、地域との関わりを増やし、学校だけでは気づけない生徒の情報を入手できる体制を整える。

2 いじめ防止強化月間について

本校において、12月を「いじめ防止強化月間」と定め、いじめに関する取組を集中的に行うことにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を推進するとともに、年度内のいじめ解消に向けて、いじめ対策を一層強化することを目的とする。

(1) 主な取組

- ①いじめアンケートの実施
 - ・いじめの早期発見・早期対応につなげる
- ②いじめ対策会議の開催
 - ・「学校いじめ防止基本方針」の点検
 - ・いじめアンケートの結果に関する対応協議
- ③保護者面談の実施
 - ・三者懇談や家庭訪問等における保護者からの情報収集
- ④未解決事案の追跡
 - ・いじめの未解決事案の整理と当該生徒への確認
- ⑤生徒会等による啓発活動
 - ・良好な人間関係を育む生徒自らの取組
- ③研修会の実施
 - ・県教委主催の研修会に参加